

議決事項の一部変更について（工事請負）

令和 8 年 1 月 14 日 令和 7 年第 4 回霧島市議会定例会で議決された議決第 7 号 R 7 霧島市民会館大規模改修工事（空調）の請負契約について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 68 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 8 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

記

第 3 項中「550,000,000 円」を「562,892,000 円」に変更する。

（提案理由）

R 7 霧島市民会館大規模改修工事（空調）の請負契約について、空調屋外ダクト保温材及び空調自動制御装置の機器等における追加工事が必要となったことに伴い、当該契約の金額を増額する変更契約を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものである。